

日南市立東郷中学校 部活動の方針

本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、同好の興味・関心のある生徒が参加し、各部の責任者（以下、「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、地域のスポーツ及び文化の振興を大きく支えてきた。

また、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、学校教育を支えてきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来において部活動を持続可能なものとするためにも、各自のニーズに応じた運動・スポーツ及び文化活動を行うことができるようになるなど、速やかに、部活動の在り方に關し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

日南市立東郷中学校の方針（以下、「学校の方針」という。）は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化活動が行える環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツ及び文化活動を楽しむことで、健康で文化的な生活習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加を促し、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

I 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

校長は、「日南市中学校部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画（参加予定大会の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（休養日及び大会参加日程）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、

教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教頭及び部顧問の代表者による部活動運営会議を設置し、休養日の設定等、部活動の運営が適切になされているかを確認する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び市教委は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引き」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

エ 文化部顧問は、生涯を通じて文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週あたり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家

「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、原則として、大会終了後の直近の週末に休養日を設定する。

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養時間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とし、できる限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。ただし、練習試合、大会及びコンクールにおける活動時間については、この限りではない。

- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、市教委の方針の基準に則り、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部活の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。
- エ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向ではなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

また、文化部についても、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、文化及びスポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

6 学校における部活動に係わる活動方針のきまり

(1) 部活動の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として行われる活動であり、その活動においては学校の全職員・保護者・P T A・地域などが共通の理解を図ることが大切である。

また、共通のスポーツ活動に興味・関心をもつ同好の生徒が、より高い水準のスポーツを追求する過程で、次のような資質・能力の育成を図ることを目指している。

- ① 体力の向上と健康の保持増進、個性や興味の伸張を図る。
- ② 困難に打ち勝つ忍耐力と、他と協調する態度を養う。
- ③ 正しい礼儀、ルールを守る習慣を身につけ、生活態度を向上させる。
- ④ 生涯体育・スポーツ活動における生涯学習の基礎の育成を図る。

(2) 方針

- ① 学校の管理下において計画・実施する教育活動として、顧問会と方針並びに決まりを厳守する。
- ② 常に学業との両立・調和に努める。

(3) 部活動のきまり

① 学期中の休養日の設定

ア 週あたり2日以上の休養日をとる。平日は、水曜日をリフレッシュデーとし、週末は、少なくとも土曜日か日曜日のどちらかを休養日とする。第3日曜日（家庭の日）は、原則として部活動を行わない。

イ 水曜日並びに土日に練習及び大会がある場合は、管理職の了承を得ること。

② 平日の活動

ア 放課後の活動を原則とし、2時間程度とする。

③ 土曜日・日曜日・祝日の活動

ア 顧問・副顧問・部活動指導員・外部指導者が同行しているときに限り活動できる。

イ 活動は原則8：00～17：00までとし、3時間程度とする。

④ 長期休業中の活動

ア 活動は原則8：00～16：30までとし、3時間程度とする。

イ 顧問は休業中の活動計画を事前に提出しなければならない。

ウ 生徒の疲労等を考慮し、適切に休業日を設定する。

エ 長期休業中の意義及び生徒の学校外活動や家庭生活等を考慮すること。

⑤ 活動時間の延長

ア 以下の事項を厳守している場合のみ、延長することができる。

- ・ 事前に保護者の同意を得ている。
- ・ 職員会議で了承を得ている。

⑥ 練習試合

ア 顧問が計画し、生徒の負担にならないよう留意する。

⑦ テスト前における活動停止

ア 期末テスト…3日前（土曜日・日曜日・祝日を含む）

イ 2学期中間テスト……3日前（土曜日・日曜日・祝日を含む）

ウ その他のテストについても部顧問の判断で停止にする場合がある。

⑧ 各種行事との関連

ア 活動においては、学校行事、生徒会行事、学級行事を優先する。

⑨ その他

ア 放課後、部活動生を他の行事等で指導する場合には、事前に部顧問と連絡を取り了承を得る。

イ 部室は部活動以外の目的に使用しない。部活動生以外の出入りは禁止とする。

※ 最後の施錠の確認をキャプテンが必ず行うこと。

ウ 後片付け、部室清掃、グラウンド・コート整備を必ず行い、下校完了時刻を厳守する。

エ 土曜日・日曜日・祝日・長期休業中の部活動に自転車を使用する場合は、自転車通学の決まりをしっかり守る。

オ 寄り道は禁止である。(友人宅・コンビニ等)

カ 昼食や飲料水が必要な場合は、事前に買っておくこと。途中で抜けて買いに行くことはできない。

キ 部活動を休む場合は、必ず本人が直接顧問の先生に連絡をする。

ク 顧問・副顧問は車に生徒を絶対に乗せてはならない。

ケ 部活動に必要のない物（学校に持ってきてはいけない物）を持ってくることは違反である。

コ 課題等を提出しない者は部活動に参加できない場合がある。

サ 面談時の部活動時間は、13：30から15：30までとし、15：45までに下校する。

(4) 入・退部

① 入・退部は、所定の入・退部届に記入し、学級担任へ提出する。担任を通して部顧問へ提出する。部顧問は、部活動担当にコピーを提出する。

② 原則として1度入部したら3年間続ける。